

消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示 新旧対照条文

○ 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事業継続基準の確認）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額は、三号収支分析を行った場合における時価評価した資産の額から共済リスクに相当する額及び資産運用リスクに相当する額として、次の算式により計算した額を控除した額とする。ただし、評価差額金（規則第八十四条第七項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。以下同じ。）が負の場合は、さらに当該評価差額金に係る繰延税金資産（規則第八十一条第三項第一号に規定する繰延税金資産をいう。）の額を控除するものとする。</p> $\frac{[(R_1)^2 + (R_2)^2]^{1/2} + R_3}{R_1}$ <p>備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>R<sub>1</sub> 一般共済リスク相当額（消費生活協同組合法施行規程（平成二十一年厚生労働省告示第三百三十九号。以下「規程」という。）第四条の五第一項第一号に掲げる額をいう。）</p>	<p>（事業継続基準の確認）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額は、三号収支分析を行った場合における時価評価した資産の額から資産運用に係るリスクに相当する額を控除した額とする。ただし、評価差額金（規則第八十四条第七項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。以下同じ。）が負の場合は、さらに当該評価差額金に係る繰延税金資産（規則第八十一条第三項第一号に規定する繰延税金資産をいう。）の額を控除するものとする。</p>

R<sub>2</sub> 巨大大災害リスク相当額（規程第四条の五第一項第一号に掲げる額をいう。）

R<sub>4</sub> 資産運用リスク相当額（規則第百六十六条の三第三号に掲げる額をいう。）

4・5（略）

（三号収支分析に関する確認の基準）

第十二条（略）

2（略）

3 前項の場合において、共済計理人は、組合が次の各号に掲げる事業運営の方針の変更のうち一部又は全部を直ちに行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を意見書に記載することができる。

一〜五（略）

六 共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。）

4・5（略）

R<sub>2</sub> 巨大大災害リスク相当額（規程第四条の五第一項第一号に掲げる額をいう。）

R<sub>4</sub> 資産運用リスク相当額（規則第百六十六条の三第三号に掲げる額をいう。）

4・5（略）

（三号収支分析に関する確認の基準）

第十二条（略）

2（略）

3 前項の場合において、共済計理人は、組合が次の各号に掲げる事業運営の方針の変更のうち一部又は全部を直ちに行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を意見書に記載することができる。

一〜五（略）

六 共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。）

4・5（略）